

企業社会を支える「会社法」について 学んでみませんか？

「会社」という言葉を聞いたことがないという人はまずいないでしょう。ですが、「会社法」と聞いた途端に、堅苦しくてよくわからないと感じるかもしれません。

企業社会を支える基盤となるのが「会社」であり、それを規制（規整）するのが「会社法」です。つまり、企業社会における“憲法”に匹敵する重要な法律なのです。

このはしがきを書いている間にも経済社会に衝撃を与えるニュースがまた1つ報道されました。日産のゴーン前会長（以下、ゴーン会長）の事件（2018年11月）です。読者の皆さんはこの事件にどのような感想を抱いたでしょうか？

「ゴーン会長は日産を私物化していたようだけど、会社って誰のものなの？」

「なぜルノーやフランス政府が日産の事件に関心をもつのか？」

「どうしてゴーン会長の暴走を誰も止められなかったのか？」

報道に接してこんな疑問をもった読者の皆さんは、じつはもうすでに会社法の世界に足を踏みいれています。本書を読んだからといって、これらの疑問がすべて解決するというわけではありませんが、その手掛かりやヒントは満載されています。

本来、法律を勉強するには、まず条文と判例を正確に押さえることが必要不可欠です。それは会社法を勉強する際にも例外ではありません。また、どの専門分野にも、退屈でかつ回りくどいとも思える概念（専門用語）があり、それらをマスターすることが求められます。にもかかわらず、本書では、条文や判例からスタートするというオーソドックスなアプローチをできるだけ取らないよう努めています。法学部で本格的に法律を学ぶわけではない、あるいはその前段階における多くの読者の皆さんに、まずは会社法のエッセンスを理解して興味をもっていただくためです。

本書を読み終えて、もう少し詳しく書かれたものを読みたいと思っていただけたなら、プレステップシリーズとしての本書の役割を全うできたこととなります。本書で物足りなくなったそのときには、どんどん次のステップへと進んでください。

執筆者を代表して

柳 明昌

企業社会を支える「会社法」について学んでみませんか？ 3

第1章 ● **会社ってなんだろう？** — 企業形態、会社の分類 8

- I なぜ会社を作るのか？ 9
- II 会社を作るときに考えておくこと 9
- III 税制のマジック 15
- IV 非営利企業とは何か 15
- V 企業形態のまとめ 16

第2章 ● **社員と会社員はどう違う？** — 株式 18

- I 社員とは何か 19
- II 出資とは何か 19
- III 株式とは何か 21
- IV 株主・会社経営者の分離と株主のコントロール権 23
- V 均一の割合的単位としての株式 25

第3章 ● **会社が活動するって？** — 機関 26

- I 機関とは何か 27
- II 持分会社との比較 28
- III 公開会社・非公開会社と取締役会の設置・非設置 30
- IV 機関構成のルール 32

第4章 ● **6月は株主総会の季節？** — 株主総会 36

- I 開け！株主総会 37
- II 株主総会で株主ができること 38
- III 株主総会の決議の効力を争う制度 40
- IV 株主総会の実態とその変革 41

第5章 ● **株式会社の永遠の課題？** — **コーポレート・ガバナンス** 46

- I ガバナンス論とコーポレート・ガバナンス論 47
- II 株式会社とはどのような存在か 47
- III コーポレート・ガバナンスの課題は何か 48
- IV わが国の会社法におけるガバナンス 52
- V 最近の企業不祥事から考える 54

第6章 ● **会社の利益取引の安全か** — **代表取締役が勝手に行った行為の効力** 58

- I 取締役会決議・株主総会決議を要する場合 59
- II 取締役会決議を欠く重要な業務執行の効力 62
- III 必要な承認を欠く競業取引の効力 64
- IV 必要な承認を欠く利益相反取引の効力 65
- V 株主総会決議を欠く他社の事業全部の譲受けの効力 65

第7章 ● **もし経営に失敗したら？** — **取締役の義務と責任** 66

- I 取締役の義務 67
- II 取締役は、誰に、どのような責任を負うのか 70
- III 誰がどのように責任を追及できるのか 72
- IV 取締役を責任から救済するには 74

第8章 ● **経営をチェックするのは誰？** — **監査** 76

- I 監査役の仕事とは 77
- II 取締役から圧力があつたら 80
- III 監査機能を向上させるには 80
- IV 粉飾を防ぐには 82

第9章 ● **事業に必要なお金はどうする？**——新株と社債の発行 86

- I 新株発行による資金調達と既存株主の保護 87
- II 誰にどのように新株を割り当てるか 88
- III 新株発行をするには 89
- IV 新株発行における株主の救済 90
- V 新株予約権 93
- VI 社債 93
- VII 会社からの財産の流出 94

第10章 ● **株主のなり方、やめ方**——株式の譲渡 96

- I 株式を譲渡するには 97
- II 株式を譲渡されたら困る場合には 98
- III 「自社株買い」とは何か 99
- IV どうやって会社に対して権利行使をするか 102
- V 上場会社の株主になるには 103

第11章 ● **株主をやめさせられる？**——キャッシュアウト 106

- I キャッシュアウトとは 107
- II キャッシュアウトのメリットと問題点 107
- III キャッシュアウトの方法と少数株主の保護 108
- IV 「公正な価格」の意義および算定方法 114

第12章 ● **儲けはどうやって計算する？**——貸借対照表と損益計算書 116

- I なぜ会社の儲けを計算する必要があるのか 117
- II 計算書類等の仕組み 118
- III 収益はいつ計上するのか 121
- IV 費用はいつ計上するのか 122
- V 分配可能額の計算 122
- VI 資本金の額、準備金の額の計算 123

第13章 ● **会社のことをもっと知るには？** — 情報開示制度 126

- I 会社による情報開示 127
- II 会社の関係当事者のための情報開示 127
- III 投資家のための情報開示 130
- IV 会社と投資家間の取引のための情報開示 133

第14章 ● **会社を売ったり買われたり** — 組織再編 136

- I 組織再編とは何か 137
- II 合併とは何か 138
- III 会社分割とは何か 143
- IV 株式交換・株式移転とは何か 145
- V 違法・不当な組織再編に対する株主の救済手段 147

第15章 ● **隣接する分野も知っておこう** 148

- 1 **労働法** — 従業員は財産ですか？ 148
 - I 労働法の基本的な枠組み 149
 - II 労働法と会社法の接点① 労働者と使用者 150
 - III 労働法と会社法の接点② 組織再編と労働法 153

- 2 **商事仮処分** — それ、ちょっと待った！ 156
 - I 会社をめぐる法的紛争の解決 157
 - II どうすれば仮処分命令が出されるのか 159
 - III 取締役の職務執行停止および職務代行者選任の仮処分 161

- 3 **倒産法** — 再建か清算か、それが問題 164
 - I 経営がうまくいかなかった会社はどうすればよいか 165
 - II 倒産した会社は誰が支配するか 166
 - III 倒産した場合の債権者と株主の権利のゆくえ 167
 - IV スポンサー（新しい株主） 170

次のステップのための文献案内 172

索引 173

第1章

会社ってなんだろう？ 企業形態、会社の分類



ビジネス学部のジョージ、ジュンイチ、ガイアは選択必修科目として会社法を履修することになりました。



ジョージ

会社っていえば、やっぱり株式会社だよな。でもさ、お金を稼ぐための事業じゃ面白くないし、魅力的には思えないなあ。自分たちさえ儲ければいいという目的で、たくさんの人から巨額の資本を集めて運用するというやり方は、これからは通用しない気がするんだよな。

そうかなあ。世界史的にみても、運河や鉄道の建設なんかには巨額の資本が不可欠だったんだから仕方ないんじゃないかな。株式会社が生み出す富が社会を豊かにしてくれたのは間違いないと思うよ。経済学者のケインズによれば、投資の動機になるのは計算を度外視したチャレンジ精神らしいよ。アニマルスピリットっていうんだってさ。



ジュンイチ



ガイア

私は子どもの頃、父の仕事の関係で、発展途上国で暮らしていたの。経済的な発展だけを追求すると、貧富の格差が激しくなって、国にとってはマイナスになることを実感したわ。だから株式会社には、地域社会に利益を還元するような活動にも積極的に取り組んでほしいな。

会社法で「会社」と呼んでいるのは営利法人のことです（⇒図表 1-1）。
「なぜ会社を作るのか」を理解するには、なぜ「法人」組織（3条）を選択するのか、なぜ「営利」を選択するのかを理解する必要があります。
営利とは事業活動から得られる利益のことです。この利益は、「株式」を買うことで事業のスポンサーとなってくれた株主にお返しすることで、さらに多くの投資を集め、事業を大きくすることにつながります。
もうひとつの「法人」は少しわかりにくい概念です。具体例で考えてみることにしましょう。

オモカネ先生



I なぜ会社を作るのか？

ジョージ、ジュンイチ、ガイアの3人が共同でアイスクリーム屋を始めるとする。

アイスクリームを売るためには、店舗を借りて器具を揃え、原材料を仕入れなければならない。そのためには不動産屋、器具メーカー、食料品店など多くの取引先との**契約**が必要になってくる。このとき、もし誰か特定の個人が取引先と契約を交わすと、その人が何らかの事情で事業を離れることになったとき、取引先と他の共同事業者は新たに契約を交わさねばならなくなる。しかし、これでは効率的な事業運営はできないし、取引相手にも迷惑をかけてしまう。そこで、特定の組織にも個人の代わりとして法律上の権利や義務が帰属することを認めることにした。

***1** 法人を作るためには登記が必要となる（49条・579条）。また、法人が単なるヒトの集まりを超えて法の上でもヒトとして認められるには社会の承認（法律の規定）を要する（民法33条）。

***2** 債権者とは債務者にお金を請求する権利をもつ人のこと。この場合はA社が債務者、X銀行が債権者となる。債権回収については第15章2 商事仮処分を参照。

***3** 営利企業

会社法上は、旧商法のように会社が営利法人であることを定める規定（旧商法52条）は存在しないが、営利性が前提とされている（105条2項参照）。

これを、人間のヒト（**自然人**）と区別して、法の上のヒトである**法人**^{*1}という。つまり、権利義務の帰属主体になれる人には、自然人と法人があるということになる。法人はうまく使えば社会的に有用である一方、望ましくない形で濫用されるおそれもある。例えば、倒産の危機にあるA社が、債権者X銀行による強制執行を免れるため、新たにB社を設立して事業を継続するような場合である^{*2}。X銀行がB社から債権回収を試みようとしても、B社はX銀行の債務者ではないので、この主張は法的に無意味であるということになりかねない。そのような法人格の独立性を認めてしまうと、正義・平衡に反する結果となる。そこで、この事案の処理に必要な限りで、B社を独立した人格とはみなさず、A社とB社を同視してX銀行のB社に対する請求を認める。これを「**法人格否認の法理**」という。

3人がアイスクリーム屋を始めた目的は、アイスクリームをたくさん売って利益を得ることである。そして、各人の負担と責任を平等にして法人を立ち上げることにした。**営利企業**^{*3}の誕生である。

II 会社を作るときに考えておくこと

1 想定される事態とその対応策を考える

会社法のエッセンスを理解するには、会社を作るときに、あらかじめどういう取り決めや仕組みが必要となるかを考えてみるとよい。自分が事業活動を始めるつもりになって、どんな問題に直面するかを考えてみよう。

① 決定権（コントロール）

誰が事業活動の在り方・方向性を決めるか。

②チェック、モニタリング

誰かが事業活動を行うとした場合、ほかの者がチェックするなり、モニタリングする必要はないか。

③損益の分配、責任のリスク

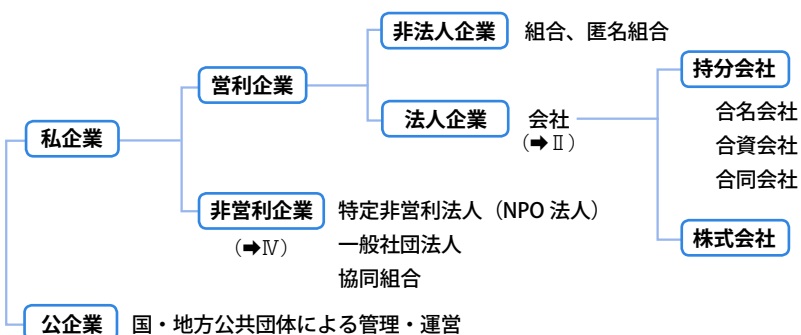
事業が成功したときに利益をどのように分配し、反対に事業が失敗したときに損失をどのように分担するか。

④投下資本の回収

事業がうまくいかなかったり、事業方針をめぐる意見の対立などから、もはや共同事業を継続できなくなったときに、すでに事業に投資したお金をどのように取り戻すことができるか。

会社法が定めている内容はすべて、上記①～④のいずれかに含まれるといっても過言ではない。そして、これらの要素のバリエーション（組み合わせ）によって、多様な会社形態が区別される（図表 1-1）。

図表 1-1 企業の種類



事業を行う際にあらかじめ考えておくべき最も重要な点は、事業がうまくいかないときの問題です。そこで、まずは、①事業がうまくいかない場合（最悪の事態）を想定して損失を誰がどのように負担するのか、②事業のあり方を誰が決めるか、また日々の業務を誰が行うか、③共同で事業を行う場合には、仲違いや急な資金が必要となったときなど事業から離脱する必要が生じたときどうするか、などの要素を考えておく必要があります。

2 会社の形態を決める

事業を行う際には資金が必要である。例えば、3人がそれぞれ100万円ずつ出資して事業を始めたとする。ところが冷夏でアイスクリームの売上げ

*** 4 出資、損失分担と責任**
 出資は会社事業遂行の手段を提供するものであり、損失分担は社員関係の存続中は計算上の問題にすぎず、社員関係が終了したとき会社との間で決済される。出資と損失分担とは会社との間の内部関係の問題であるのに対し、責任は会社債権者に対する外部関係の問題である。

*** 5 責任の種類**
 最初に以下について確認しておこう。

●**直接責任、間接責任**
 社員が会社債務につき会社債権者に対して直接弁済義務を負う場合を直接責任、会社債権者に対して会社を通じて間接に責任を負う場合を間接責任という。

●**無限責任、有限責任**
 社員の責任が一定額を限度とする場合が有限責任、そうでない場合を無限責任という。無限責任は、社員の直接責任の場合のみ問題となるが、有限責任は社員の直接責任の場合のほか、間接責任の場合にも使われる。なお、無限責任を負担する場合でも、それは会社債務についての従属的な責任であり、しかも会社財産により債権の満足を受けがたい場合に追及される第二次的責任にとどまる（581条・580条1項各号）。

*** 6** 最終的には内部の負担割合に応じて50万円ずつ負担する（民法499条・442条）。

は思うように伸びず、会社の金庫にお金がなくなってしまった。しかし、原材料は仕入れてしまったので、業者に対する支払いが150万円残っていると。このとき、3人がそれぞれどのような**責任**を負うかは、どの会社形態を選ぶかによって違ってくる^{*4}。

(1) 責任の種類^{*5}

まず、責任の及ぶ範囲には2種類あることを押さえておこう（図表1-2）。

①直接無限責任

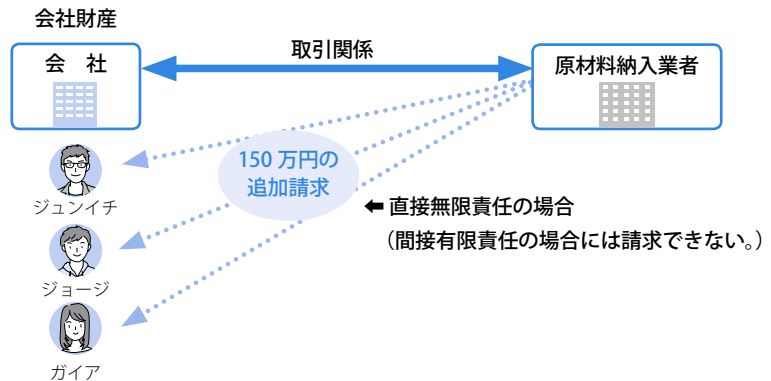
この場合は3人がそれぞれ出資した100万円を失うほか、原材料費の150万円についても連帯して納入業者に対して支払わねばならない^{*6}。

②間接有限責任

当初の引受価額である100万円は失うが、さらに連帯して150万円（内部的には負担割合に応じて50万円ずつ）を支払う必要はない。債権者が事業失敗のリスクを負担する結果となる。

合資会社の有限責任社員及び合同会社の社員は、出資額に限定されるが、会社債権者に対して直接の責任を負う（580条2項）。

図表 1-2 直接無限責任と間接有限責任



コラム 株式会社をめぐる問題は古くて新しい

200年以上前に株式会社の問題点を指摘した人がいたんだね！



アダム・スミスは、すでに18世紀の後半に、『国富論』のなかで、株式会社制度の抱える本質的な問題点を鋭く見抜き、一般に株式会社の起源といわれる東インド会社の失敗を予言するかのようことを書いている。すなわち、株式会社は他のどの形態よりもはるかに大きな富を引き寄せることを可能にするが、取締役は他人の貨幣の管理者であることから、

怠慢と浪費が常に支配的とならざるをえないこと、株主は株主で配当と株価にしか関心がないことから、二重の意味で無責任になりがちであるとして、株式会社制度に懐疑的であった。このような認識は現在の株式会社をめぐる問題を考える上でも重要である。

(2) 会社の形態による責任の違い

3人は法人を設立したのだから、納入業者の取引相手は法人である。したがって、本来、納入業者は会社の財産から支払いを受けるべきであり、社員*7が責任を負う必要はない。しかし会社法は、会社の形態によって直接責任を負う場合を定めている。会社法が定める会社の形態は以下の4つである。

*7 ここでいう社員は会社員という意味ではない。第2章参照。

株式会社：社員（株主と呼ばれる）が有限責任を負う（104条）
合名会社：社員全員が無限責任を負う（576条2項）
合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方が混在する（576条3項）
合同会社：社員全員が有限責任を負う（576条4項）

*8 持分

一般に、会社における社員の地位（社員権）を持分といい、株式会社における社員の地位（社員権）を株式という（⇒第2章）。持分会社における「持分」には、①社員の地位そのものを意味する場合（585条：持分の譲渡）、②社員が会社財産に対して有する分け前を示す計算上の数額を意味する場合（611条：持分の払戻し）の2つの意味がある。

*9 株主が取締役となることが禁止されるわけではない。

このうち、合名会社・合同会社・合資会社をまとめて^{もちぶん}持分会社と呼ぶ*8（575条1項）。また、無限責任を負う場合に、どのように損失を分担するか（**損失分担***4）について、持分会社ではその負担割合を決めることができるが、何も決めなければ各自の出資価額に応じることになる（622条）。

(3) 会社の形態と業務の執行

事業がうまくいかなかったときのことを考えれば、経済的なリスクは小さい方がよい。そのため、会社組織のうち、株式会社か合同会社のどちらかを選択することになるだろう。では、どちらが最善の選択なのだろうか。さらに、日常的な業務のあり方や経営方針などを誰が決めるのか、取引先との契約にあたり誰が会社の代表者になるのかについて見てみよう。

①株式会社

株主が株主としての立場で業務執行や対外的な取引を行うことはない。株主や株主以外の者が取締役あるいは業務執行取締役として会社の業務を執行する*9（348条・363条。公開会社では株主に資格を限定することは許されない。331条2項）。つまり、株式会社は取締役のような第三者機関を有する、少し複雑な機関構成（⇒第3章）をもつ会社である。

会社法 331条2項

株式会社は、取締役が株主でなければならない旨を定款で定めることができない。ただし、公開会社でない株式会社においては、この限りでない。

コラム 株式会社はもう古い？

会社の種類ごとの法人数（累積数）や単年度の設立件数を見れば、現在も株式会社が最多であることに変わりはない。これに次いで多いのが合同会社である（図表1-4、1-5参照）。合同会社は、もともと企業価値の源泉が有形資産から無形資産へ、競争力の源泉が物的資産から人的資産へと変わるポスト産業資

本主義に合わせて導入された。モノを作って売ることよりも、アイデアやサービスに主眼を置く業態に向いている。最近では、欧米の著名なグローバル企業の日本法人（Apple JapanやAmazon Japan）が合同会社化した事実が報道され、株式会社はもう古いのではないかといった声も聞かれる。

合同会社は世界的な
トレンドですね！



②持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）

原則として社員がみずから業務執行や対外的な取引を行い、所有と経営が分離していない（590条1項・599条1項）。つまり、取締役のような機関の設置は強制されず、持分会社は自己機関（⇒第3章）を有する会社である。

（4）会社の形態と投下資本の回収

再びアイスクリーム屋の例に戻ろう。3人のあいだで経営方針が大きく異なってしまう、ついに1人が事業をやめたいと望んだ場合、いったん出資した財産（投下資本）を取り戻すことはできるだろうか。

①株式会社

原則として他の者の意向にかかわらず、株主としての地位（株式）を自由に譲渡することができる^{*10}（127条）。株主は、自分の所有する株式を株式市場などで売買して現金に換えれば、自分の出資した財産を回収することができる。発行している株式が証券取引所で取引されている会社を**上場会社**という（⇒第10章）。

^{*10} ただし、会社法により、株式の譲渡制限（107条1項1号・108条1項4号）がなされている場合を除く。

会社法 127条

株主は、その有する株式を譲渡することができる。

②持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）

社員相互の信頼関係が重視され、持分の譲渡についても原則として他の社員の承諾が必要とされる（585条1項）ため、出資した財産を取り戻すのは容易ではない。そこで、会社関係の拘束から離脱（退社＝地位の消滅：606条）をすることで持分の払戻し（611条・635条・636条）が認められている。

（5）どの会社形態を選ぶのが賢明か

以上を手掛かりとすると、3人はどの会社形態を選ぶのが賢明だろうか。責任のリスクを最小限に抑え、所有と経営が未分離で「会社のかたち」に柔軟性があり、損益の分配について自由に決めることができ、友人同士・家族関係の事業という性質を維持しやすいのは、社員の入れ替わりが制約され

コラム 合名会社・合資会社は利用されているの？

歴史と伝統を背負った会社形態なんだね！



合名会社・合資会社は、もともと三井・三菱という財閥家の事情に合わせて作られた制度であるといわれる。例えば、三菱合資会社は、財閥家の事業という性質を保つため、事業の所有と経営を一致させ（決定権）、あくまで同族以外の者が株主となる危険を排除しつつ（持分〔地位〕の譲渡の制限）、有限責任の利益（損失のリスクの限定）を享受するためのものであった。

現在では合名会社形態を採用している企業の多数は小規模零細企業で、その他の企業形態と比べると採用している企業数は少ないが、合名会社には創業が古い企業が多く、地域的には沖縄県で多くみられることが知られている（タクシー会社や泡盛製造会社など）。また、昔ながらの技術を大切にしている「八丁味噌」の本社（愛知県岡崎市）は合資会社形態を採用している。

ている合同会社ということになるだろう（図表 1-3）。ただし、世間の信用を考えたり、あるいは、事業が成長軌道に乗り、多額の資本を必要とする状況になったりした場合には株式会社の利用を検討することになるだろう。



図表 1-3 を参考にして、自分ならば 3 人にどの会社形態を勧めるか、その理由は何かを考えてみてください。

図表 1-3 会社の形態による違い

区別の基準	持分会社			株式会社
	合名会社	合資会社	合同会社	
損失リスク (社員の責任)	無限責任	無限責任+有限責任	有限責任	有限責任
決定権	ジュンイチ、ガイア、ジョージがそのまま事業を行う =所有と経営の未分離 (一定の範囲で所有と経営の分離が認められる)			取締役として、ジュンイチ、ガイア、ジョージあるいは別人が行う =所有と経営の分離
地位(持分)の譲渡 =投下資本の回収	他の社員の承諾を要する 有限責任社員 →合同会社と同じ		業務執行権限あり →他の社員の承諾 業務執行権限なし →業務執行社員の承諾	原則、自由譲渡 譲渡制限可(2条17号)
	退社の自由・退社に伴う持分払戻請求権			
損益の分配	定款で自由に決められる			(利益の分配) 出資比率に応じる
税制	法人課税(二重課税。パススルー課税は認められない)			

考えてみよう

出資者が有限責任のメリットを享受できる形態としては、株式会社または合同会社が有力である。大規模な事業を行うために資本を結集する必要があるれば、株式会社が便利かもしれない。そうでない場合には、閉鎖性を維持できる合同会社が便利に見えるが、株式会社においても株式の譲渡制限を行えば閉鎖性を維持できる。図表 1-4 に掲げる株式会社と合同会社の違いを手がかりとして、法人の設立件数に占める合同会社の割合が増加している理由について考えてみよう。

図表 1-4 株式会社と合同会社の違い

	株式会社	合同会社
定款認証	必要、5万円(公証人手数料)	不要
登録免許税	15万円または 資本金の額の0.7%のうち高い方	6万円
設立期間	1~2ヶ月	2~3週間
決算公告義務	あり	なし
機関設計	一定の機関設計の強制	定款で自由に決められる



会社の形態による違いは理解できましたか？ ここまでは事業がうまくいかなくなったときの話を中心にしてきました。しかし、企業形態の選択にあたっては、じつはもう1つ、きわめて重要な要素があります。それは税制の視点です。次節では、事業がうまくいって利益が出たときのことを考えていきましょう。

Ⅲ 税制のマジック

事業が順調にいき、お金が入ってくれば、税金を支払わねばならない。学生バイトも会社員も個人事業者も、所得に応じて税金を支払っている。

これは法人も同じである。法人は共同事業者と同様に独立した課税主体となる。つまり、事業が法人化されると、法人所得に課税された後、さらに個人所得にも課税される。法人化によって、1つの利益に対して2段階で課税されることになるのである（法人税と所得税の二重課税の問題）。

2006年の会社法施行時に日本に合同会社が導入されたとき、モデルになった米国のLLC (Limited Liability Company) と同様に二重課税が回避されるかが注目されたが、日本版では認められなかった。

しかし、株式会社であっても課税を少なくする手段はある。例えば日本の会社の8割から9割を占めるといわれるオーナー社長^{*11}の会社では、親族を役員や従業員にしていることが多い。この場合、利益が出ても株主には配当せず、親族への給与の支払いなどによって課税所得を減らし、実質的に二重課税を回避することが可能になる。倫理的な判断は別としても、二重課税の問題だけで法人設立の損得を判断することはできない。

*11 オーナー社長

自ら事業を立ち上げた創業者やその一族が、多数の株式を保有し経営を支配している会社の社長の呼称。企業価値の高い企業が多いといわれる。ソフトバンクの孫社長、楽天の三木谷社長などがオーナー社長である。日産自動車のカルロス・ゴーンのようなサラリーマン社長と区別される。

Ⅳ 非営利企業とは何か



3人の目的はアイスクリームがたくさん売れて大儲けすること、つまり営利目的です。通常、このように営利目的で設立され、法人格を認められたものが「会社」です。一方で、何らかの社会的な目的を掲げる企業が、事業活動から得られる利益を目的達成のために使う非営利企業も存在します。非営利活動であっても従業員には生活費が必要ですから、活動に従事する人々の雇用が確保される点でも存在意義があります。

特定非営利活動促進法 5条

特定非営利活動法人は、……当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

***12** 一般社団法人は、公益認定を受けると公益社団法人となる。また、社員を不可欠の要素とする点で、定款に示された設立者の意思を活動の準則とする一般財団法人と異なる。

***13** そもそも持分というものがない。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 11条2項・35条3項・239条参照。

非営利企業は企業であるにもかかわらず、利益の分配を目的としないという点について不思議に思うかもしれない。しかし、地域の高齢者のために食事をつくって届ける、あるいは里山を守り育てその活用を図るなどの活動をはじめとする社会貢献活動を行う非営利団体として法人格を与えられた **NPO 法人** (Nonprofit Organization) は聞いたことがあるだろう。ここでいう非営利とは、団体が利益をあげてはいけないという意味ではなく、利益があがってもそれを社員に分配することなく、団体の活動目的を達成するための費用に充てることを意味する。

また、公益も営利も目的としない業界団体や社会貢献組織などに法人格を与えられるものとして、法人設立件数において第3位を占める **一般社団法人**^{*12}がある。一般社団法人は、その事業活動から利益をあげることはできても、社員に利益の分配をすることは認められていない^{*13}。

このように NPO 法人と一般社団法人は、社員に対する利益の分配が認められない (=非営利) こと、法人であることのメリットを享受できること (法人名義での契約締結や銀行口座の開設など) という共通の特徴がある一方で、一般社団法人は、NPO 法人と比べて、設立時に行政庁の許認可を要せず、行える事業に制限がなく、年度ごとの活動報告が義務づけられていないなど、活動上の制約が少ないというメリットがある。

V 企業形態のまとめ

大学で講じられる会社法の授業時間の多くは株式会社の説明に充てられる。そして統計データが示すように、現実にも新設件数を含め株式会社の数が最も多い (図表 1-5、1-6)。

しかし、社会ではもっと多様な企業形態が使われていることも事実であ

コラム 企業の社会的責任をめぐる新しい波

営利法人であるか非営利法人であるかという二者択一的な発想にとらわれない、いわばハイブリッドな企業形態がすでに米国の多くの州において認められている。ベネフィット・コーポレーションといわれる形態である。株主利益ばかりではなく、企業活動に関わるさまざまなステークホルダー (利害関係者) の利益を考慮しながら経営を行うことが求めら

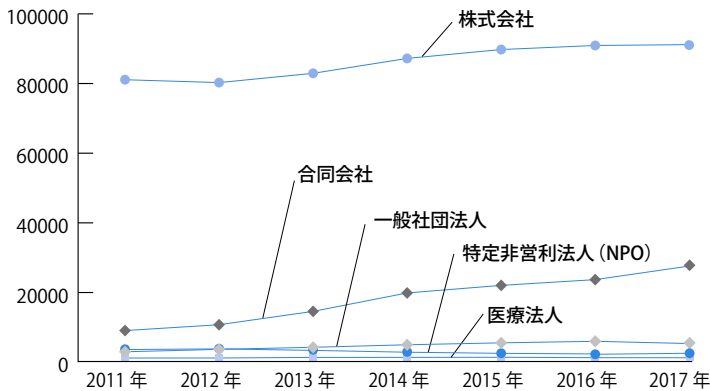
れる。営利目的と非営利目的とを同時に追求することから、取締役がどのような義務・責任を負うと考えるかは難問であるが、とりわけリーマンショック後に注目されるようになったシェアリングエコノミー (共有型経済) において、営利企業の最後の形態として注目に値する。

持続可能な社会貢献事業
のためにはいいかも!



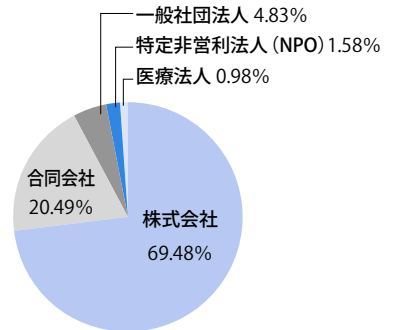
り、株式会社も多様な企業形態の1つと位置付けることができる。もちろん事業内容が優れていることが最も大事であるが、法律論としては、それぞれの事業の特性を踏まえつつ、各企業形態のメリット、デメリットを比較衡量することにより、最適な企業形態を選択することが求められる。その際、会社法のエッセンス・分析道具の有用性を想起してもらいたい。

図表 1-5 法人格別新設法人数の推移



東京商工リサーチ「2017年動向調査」より

図表 1-6 2017年度に新設された法人の割合



東京商工リサーチ「2017年動向調査」より



この章ではさまざまな企業形態について見てきました。なぜ多様な企業形態が存在するのかについては、損失のリスク、決定権の所在、持分の譲渡方法といった区別を用いれば理解することができます。
次章からは、株式会社の仕組みをさらに詳しく見ていきます。

課題

1. 未上場企業で時価総額が10億ドルを超えるスタートアップ企業を「ユニコーン企業」という。シェアリング・エコノミーの代表例として日本では民泊で知られるエアビーアンドビー (Airbnb) がそうである。ほかにはどのような企業があるか調べてみよう。
2. 日本には、大企業でも株式を上場していない会社もある。具体例を調べて、その理由を考えてみよう。